

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：住宅政策本部】

機関名称	東京都都営住宅 高額所得者審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都営住宅条例第101条
設置年月日	昭和50年1月29日
機関の目的 ・所掌内容	都営住宅に居住する高額所得者に対する明渡し請求の公正を期するために設置する。
委員数	5人 (うち、女性委員数 2人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシー保護のため
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	本審査会は、専ら、個人の所得について審査しており、審査にあたっては個人名、勤務先、病気の有無等を取り扱い、高額所得者に認定された者について、世帯ごとに都営住宅の明渡し請求の可否を審査するため、個人のプライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
備考	答申の内容
HPのURL	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/keikaku_chousa_singikai/shinsakai.html
問い合わせ先	住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課 電話番号：03-5320-4989 FAX番号：03-5388-1479